

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|----------------------|--|----------------|--------------|
| 生活福祉資金貸付制度(災害援護資金貸付) | <p>台風12号による被災により、生活に困窮されている方に、困窮から回復するための資金の貸付を次の基準で行います。</p> <p>※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>【貸付対象】 低所得世帯(世帯全体の収入が生活保護費の2倍以内)</p> <p>【貸付内容】 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費であり、住宅復旧経費、家財道具等の購入経費、主たる生計手段である田畑・工場・倉庫等の復旧経費など。</p> <p>【貸付限度額】 150万円(福祉費(住宅)との重複貸付の場合は350万円) 連帯保証人:原則必要(申請者と別世帯の世帯主で65歳未満の所得税課税者)</p> <p>【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%)</p> <p>【据置期間】 6か月以内</p> <p>【償還期間】 7年以内(据置期間を含む)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用外となります。 ・貸付には民生委員や市町社会福祉協議会の指導等が伴います。 ・すでに購入・発注・契約等をしている場合は対象外となります。 ・実施主体は、三重県社会福祉協議会です。 | 健康福祉部 社会福祉室 | 059-224-2256 |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|----------------------|---|-----------------|--------------|
| 母子及び寡婦福祉資金(住宅資金)貸付事業 | <p>台風12号による被害を受けた母子及び寡婦世帯に対し、次の基準で住宅資金の貸付並びに支払期日に償還することが著しく困難な方に対する償還金1年以内の猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>○住宅資金の貸付にかかる支援 【貸付対象】 住宅被害を受けた母子家庭の母・寡婦 【貸付限度額】 200万円 【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%) 【据置期間】 被害の種類及び程度に応じて、6か月～2年以内 【償還期間】 据え置き期間経過後、7年以内 ○償還金の支払猶予 【猶予対象】 全資金 【手続等】 管轄福祉事務所へ猶予申請が必要です。</p> | 健康福祉部 こども家庭室 | 059-224-2271 |
| 農業経営改善促進資金(スーパーS資金) | <p>農業経営改善促進資金(スーパーS資金) 【貸付対象者】認定農業者 【資金使途】短期運転資金 【償還期限】1年以内 【貸付限度額】個人500万円 法人2,000万円 【貸付利率】1.50%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り)</p> | 農水商工部 農業経営室 | 059-224-2354 |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|---------|--|----------------|--------------|
| 農業近代化資金 | <p>農業近代化資金</p> <p>【貸付対象者】認定農業者、その他担い手</p> <p>【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入</p> <p>【償還期限】15年以内(据置期間 融資対象に応じて2年～7年以内)</p> <p>【貸付限度額】</p> <p>認定農業者:個人1,800万円 法人3,600万円</p> <p>その他担い手、認定農業者で上記貸付限度額を超えた方:個人1,800万円(特認2億円) 法人2億円</p> <p>【貸付利率】(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り)</p> <p>認定農業者:0.55～1.15%</p> <p>その他担い手:1.30%</p> <p>※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。</p> <p>※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> | 農水商工部 農業経営室 | 059-224-2354 |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 | | |
|------------|---|------------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| 日本政策金融公庫資金 | <p>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 【貸付対象者】認定農業者 【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備 【償還期限】25年以内(据置期間10年以内) 【貸付限度額】個人:1億5千万円 法人:5億円 【貸付利率】0.55~1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> | <p>農水商工部 農業経営室</p> | 059-224-2354 | | |
| | <p>経営体育成強化資金 【貸付対象者】認定農業者以外の担い手 【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備 【償還期限】25年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】個人:1億5千万円 法人:5億円 【貸付利率】1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り) ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> | | | <p>環境森林部 森林・林業経営室</p> | 059-224-2563 |
| | <p>農林漁業施設資金(災害復旧) 【貸付対象者】農業、林業、水産業を営む方 【資金使途】農畜舎の復旧、果樹の改植又は補植費用等 【償還期限】15年以内又は25年以内(据置期間3年以内又は10年以内) 【貸付限度額】負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 【貸付利率】0.55~1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> | | | | |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|------------|--|---|---|
| 日本政策金融公庫資金 | <p>農林漁業セーフティネット資金 【貸付対象者】認定農業者等被災した農林漁業者 【資金使途】経営の維持安定に必要な運転資金</p> <p>【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】 600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3/12 【貸付利率】 0.55%~0.75%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p> | <p>農水商工部 農業経営室 水産経営室</p> <p>環境森林部 森林・林業経営室</p> | <p>059-224-2354 059-224-2606</p> <p>059-224-2563</p> |
| 日本政策金融公庫資金 | <p>農林漁業セーフティネット資金(農業者向け利子助成制度) 【対象資金】 平成23年9月5日以降に貸付決定が行われ、平成24年3月末までに県の利子助成承認を受けた農林漁業セーフティネット資金 【利子助成対象者】 平成23年台風12号による被害を受け、農業経営の維持安定を図るため、農林漁業セーフティネット資金を借り入れる県内農業者 【資金使途】農業経営の維持安定に必要な運転資金 【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】 600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3/12 【貸付利率】0.55%~0.75%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり)</p> <p>【利子助成内容】 農林漁業セーフティネット資金の貸付利率について、1/2以内(小数点以下第2位未満切り捨て)で貸付当初5年間に限り利子助成(上限:0.5%)を行う。 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。</p> | <p>農水商工部 農業経営室</p> | <p>059-224-2354</p> |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|---------------------|---|--------------------------------------|---------------------|
| <p>林業・木材産業改善資金</p> | <p>林業・木材産業改善資金 【貸付対象者】林業に携わっている方及び木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方 【資金使途】施設等の整備、林業機械の購入等 【償還期限】10年以内(据置期間 最長3年) 【貸付限度額】林業:個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 木材産業: 1億円 【貸付利率】無利子 【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。</p> | <p>環境森林部 森林・林業経営室</p> | <p>059-224-2563</p> |
| <p>木材産業等高度化推進資金</p> | <p>木材産業等高度化推進資金 【貸付対象者】森林所有者、市場開設者、数人共同の事業体、木材製造業を営む方等 【資金使途】立木購入代金、素材・製材等購入代金、間伐材等の素材生産(加工含)資金、木材の加工を行うのに必要な資金等 【償還期限】1年～5年以内(据置期間 1年以内) 【貸付限度額】5,000万円～5億円(各資金の種類により異なる) 【貸付利率】1.30～1.80%(各資金の種類により異なる) 【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。 借入には、合理化計画を作成し、三重県知事の認定を受ける必要があります。</p> | <p>環境森林部 森林・林業経営室</p> | <p>059-224-2563</p> |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|------------------------|--|----------------|--------------|
| 漁業近代化資金 (特定資金:災害資金) | 漁業近代化資金(災害資金、設備資金) 東日本大震災による津波で被害を受け、再度台風12号で被害を受けた漁業者等を対象に、利子助成の上乗せ及び償還期間の延長など融資条件の緩和を行い、災害復旧のために必要な資金を融資します。 【融資機関】 三重県信用漁業協同組合連合会 【資金使途】 ①災害資金 災害復旧に必要な漁業施設の修繕費、再生産費、購入未払金 ②設備資金 漁船の購入、養殖施設等の整備等 【貸付対象者】 台風12号の被害を受けた漁業者のうち、東日本大震災による津波で被害を受けるなど一定の要件に適合する方 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 【融資限度額】 ①災害資金 個人600万円以内 法人1,200万円以内 ②設備資金 経営形態に応じて 1,800万円～3億6,000万円 【貸付利率】 0.65%(基準金利2.55%-県利子補給1.90%) ※基準金利は平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり ※通常1.3%のところ県利子助成0.65%上乗せ 【償還期間】 ①災害資金 10年以内(うち据置3年以内) ※通常は5年以内(うち据置1年以内) ②設備資金 資金用途に応じて5～20年以内(うち据置1～3年以内) 【問合せ先】 三重県信用漁業協同組合連合会の本支店・出張所 | 農水商工部 水産経営室 | 059-224-2606 |
| 台風12号関連災害復旧資金 | ・災害関係保証の対象地域(熊野市・紀宝町) 被災中小企業を対象に復旧に必要な運転資金、設備資金を借入れられる「台風12号関連災害復旧資金」を創設。 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内(据置期間1年以内) 貸付利率 金融機関所定 信用保証料率 0.50% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。 | 農水商工部 金融経営室 | 059-224-2447 |
| 三重県中小企業融資制度「リフレッシュ資金」 | ・災害関係保証の対象地域以外の県内全域 保証料率を引き下げるとともに、限度額の引き上げや返済期間の延長などを行い、被災中小企業者を対象に復旧のために緊急に必要な設備資金及び運転資金を融資します。 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内(据置期間1年以内) 貸付利率 金融機関所定 信用保証料率 0.35～1.40% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。 | 農水商工部 金融経営室 | 059-224-2447 |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|-------------------|--|-------------------|--------------|
| 三重県高等学校 等修学奨学金 | <p>高等学校及び高等専門学校に在学する生徒のうち台風12号による被災により、修学が困難となった方に、次の措置を行います。</p> <p>※ 熊野市、紀宝町、御浜町に保護者が居住する方は、被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>※ その他の地域に保護者が居住する方は、全壊又は半壊の被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>1 貸与に必要な収入審査の簡略化 奨学金の貸与にあたっては、本来、同一の世帯に属する全ての者の収入の合計額が、生活保護基準の2.0倍以下であることが必要ですが、被災した事実が明らかな場合は収入審査を不要とします。</p> <p>2 返還猶予 奨学金を返還中の方に対し、申請に基づき、被災した時点から最大1年間までの返還猶予を行いません。</p> <p>(参考)三重県高等学校等修学奨学金 貸与額(次のいずれかを選択)</p> <p>(1)修学費(月額)</p> <p>ア 国公立 8,000円、13,000円、18,000円、23,000円 イ 私立 20,000円、25,000円、30,000円、35,000円</p> <p>(2)修学支度費(入学一時金)</p> <p>ア 国公立 40,000円、80,000円 イ 私立 50,000円、100,000円</p> | 教育委員会事務局 予算経理室 | 059-224-2940 |

資金融資

| 支援制度名 | 制度概要 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|--|--|---------------------------|---------------------|
| <p>三重県高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学 奨励金</p> | <p>三重県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金につきまして、今年度はすでに受付を終了しておりますが、台風12号による被災により、修学が困難となった方については、今年度中、修学奨励金の貸与を申請することができます。なお、貸与対象者の要件については変更はありません。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>【対象者】 次に掲げる事項のすべてに該当する方 一 保護者が三重県内に住所を有する者であること。(貸与を受けようとする者が未成年でない場合は、次のいずれかに該当すること。) イ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同じの生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。 ロ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同じの生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。 二 三重県内の定時制課程又は通信制課程に在学している者(法第五十四条第三項の規定による文部科学大臣の承認に係る監督庁の認可を受けた通信制課程に在学する者にあつては、三重県内に住所を有する者)であること。 三 通信制課程又は定時制の課程のうち単位制課程に在学する者については、四年以内で卒業に至ると認められる者であつて、年間十八単位以上の単位数を履修している者であること。ただし、学校で別に履修方法を定めている場合にあつては、それに従い履修している者であること。 四 経常的収入を得る職業に就いている者であること。 五 同一の世帯に属するすべての者の収入の合計額が、生活保護法基準の1.5倍以下であること。</p> <p>【貸与額】 月額 18,000円</p> <p>※修学奨励金返還の猶予 貸与者が中途退学した場合は返還が必要になりますが、貸与期間の終了後に被災されている場合、申請に基づき、被災された時点から1年間までの返還猶予を行います。</p> | <p>教育委員会事務局 高校教育室</p> | <p>059-224-3002</p> |